

Vol.3 人権

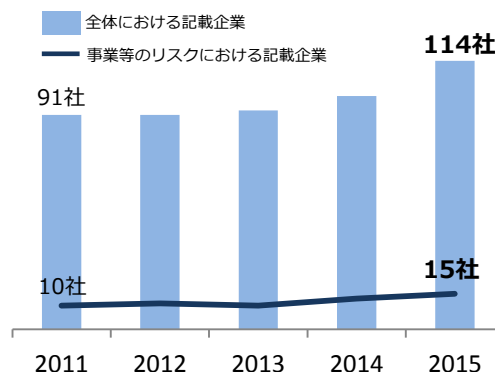
C S Rレポートなどで、徐々に目にする機会も増えてきたテーマである「人権」。社会的責任に関するガイダンス文書であるISO 26000においても、中核主題の1つとなっています。歴史的に人権に関する対応が求められてきた欧州企業とは社会的背景が異なる中、日本企業は記載に苦慮しながら開示を充実させてきました。その流れは、有価証券報告書（有報）においてもわずかながら見受けられるようになってきています。今回は「人権」というキーワードの有報における記載状況をご報告します。

新たな経営リスクに

6月30日時点で開示されている上場企業の最新の有報において、「人権」のキーワードが記載された企業は前年から13社増え、114社となりました。提出企業3653社に対する記載割合は2.6%。「コーポレート・ガバナンスの状況等」の項目では、内部統制システムの整備の状況の説明として、人権に関する方針への言及や人権問題に関する相談窓口の設置などに言及する事例が目立っています。

また、「事業等のリスク」の項目における人権の記載もわずかながら増えつつあります。2015年度は前年と比べ2社増え15社となり、5年前が9社、10年前が2社だったことからすると、徐々に経営リスクとして認識する企業が出てきている現状が伺えます。記載内容を見てみると、環境問題や労務問題の発生と同様に「人権」に関わる問題の発生を扱う企業が増えています。これは、国際人権N G Oが日本企業を名指しで批判するケースが増えてきている点と関係がありそうです。

有報における人権キーワード
記載企業数の推移



例えば、国際N G Oグローバル・ウィットネスが2013年に発表した調査レポートでは、マレーシアの違法伐採に関与したとして、日本への輸入に関わった日系商社に加え、その違法木材を販売していた日系小売企業名が挙げられていました。こうした違法木材に関わる事業行為は先住民の人権侵害への加担とみなされ、N G Oからの糾弾を通じて企業ブランドの毀損につながります。事業のサプライチェーンを辿ると源流には様々な問題が発生しているケースもありえます。人権を新たな経営リスクとして認識し、投資家への情報開示を強化する企業は今後、さらに増えていきそうです。

※ 当該調査では、「人権」以外の類似語句で表現している場合、対象外となっている可能性があります。
なお、調査は投資の参考となる情報提供を目的としたものではありません。